

建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた取組みについて

一般社団法人日本建設業連合会 建設キャリアアップシステム推進本部事務局

1 はじめに

建設キャリアアップシステム (CCUS) は、建設技能者が保有する資格、社会保険の加入状況、現場での就業履歴などを業界横断的に登録・蓄積し、建設技能者の適切で公平な評価と処遇改善に繋げていくインフラシステムである。

このインフラに蓄積された情報を活用し、建設技能者が技能と経験に応じた処遇の改善を受けられる環境を整え、将来的に建設業の担い手を確保することが重要な課題となっている。そうした中で、これからCCUSが目指すのは、建設技能者が自分のキャリアパスを描けるようにすること、特に若い世代のモチベーションを高める仕組みづくりであり、若年層を始めとした担い手を確保できる体制を構築することが求められている。

そのため (一社) 日本建設業連合会 (以下、「日建連」という) では、2021年度の事業計画においても、週休二日の推進とCCUSの普及を「担い手確保の二本柱」として最重要課題に位置づけ、取組みを推進することとしている。

2 これまでの日建連の対応と取組みについて

これまで、CCUSの構築に関しては国土交通省の指導の下、(一財) 建設業振興基金が運営主体となり、日建連は様々な取組みで支援、協力を

行ってきた。

2017年12月には、翌年4月からの事業者・技能者登録を控え、CCUS運営協議会の目標であった「技能者登録を運用開始初年度に100万人、運用開始5年後にすべての技能者の登録を目指す」の達成のために、普及促進に向けた活動を重点的に行う必要があったことから、日建連の対応方針として、「建設キャリアアップシステムの普及・促進に関する推進方策 (ロードマップ)」を策定した。

ロードマップでは、日建連全体の目標として、登録開始5年後の2023年度末までに全会員企業のすべての現場において現場登録を行い、登録した現場に入場するすべての事業者、技能者がCCUSに登録していることを目標とし、2018年4月から5年後の2023年3月までの期間を、前期・中期・後期の三つの期間に分けて、事業者登録、技能者登録、現場登録それぞれの数値目標を設定した。

その後、2019年4月にはシステムの本運用が開始され、日建連は国土交通省に対し、直轄工事におけるCCUSの義務化を強く要望し、それを受け形で国土交通省はCCUSの効果を検証するための「CCUSモデル工事」の実施を決定し、日建連は会員会社の現場で協力して検証を行ったところである。

また、同年12月には、CCUSの推進にあたって効果の高かった取組みを具体的に紹介する、「CCUS推進本部15社における優良取組み事例集」を作成した。

この「優良取組み事例集」については、CCUS

の一層の普及・促進を図るツールとして、今後更にブラッシュアップする予定である。

このような取組みが行われている中で、2020年3月、国土交通省より「建設キャリアアップシステム普及・促進に向けた官民施策パッケージ」が公表された。

同パッケージでは、2023（令和5）年度からすべての工事でCCUSの登録を義務づけることとし、「建設業退職金共済（建退共）のCCUS活用への完全移行」、「社会保険加入確認のCCUS活用の原則化」、「国直轄での義務化モデル工事実施等、公共工事での活用」が柱に据えられている。

同パッケージの決定から現在まで、国直轄のモデル工事が着実に数を増やし、地方自治体でも国からの要請を受け、CCUS活用を公共発注の企業評価に加えるなど、インセンティブ措置を講じる動きが進んでいる。

また、翌4月には、国土交通省から日建連を含む建設業団体の長あてに「建設キャリアアップシステムの活用（要請）」が発出され、この中で、「建設キャリアアップシステム普及・促進に向けた官民施策パッケージを通じて、CCUSを業界共通の制度インフラとして最大限活用するための取組みを積極的に講じること」が要請された。

日建連では、「建設キャリアアップシステム普及・促進に向けた官民施策パッケージ」の決定及び国土交通省からの要請を踏まえた、新たな取組みを講じるため、「CCUSの普及・活用に向けた日建連の推進方策（2020）」を策定した。

この推進方策（2020）では、具体的に以下の新たな取組みを推進することとした。

- ① 現場登録・カードリーダー設置等を促進する取組み
- ② 建退共制度におけるCCUS活用電子申請方式普及の環境整備

- ③ CCUSに熱心な下請企業への優先発注等
- ④ 社会保険加入確認のCCUS活用
- ⑤ 公共工事におけるCCUS活用への対応
- ⑥ 中期中間目標の設定、フォローアップ

その後9月には、CCUS運営協議会総会において利用料金改定が決定し、改定後の利用料金体系の下、収支の安定化を図るためCCUSの利用促進に関する取組みについて申し合わせがなされた。そして、これに基づきCCUS運営委員会では、収支の安定、次期システム更新投資余力の確保の観点から、技能者、事業者登録数及びカードタッチ数の総数についての当面の目標数値を国土交通省による「低位推計」を基本とすることとして、「CCUSの運営上の目標設定」が決められた。

この「低位推計」は、2023年度以降の単年度収支黒字化のための業界全体の数値目標であり、2020年度と2023年度では以下の数値目標となっている。

<2020年度の取組み数値目標>

技能者登録	累計50万人
事業者登録	累計7万社
就業履歴タッチ数	720万タッチ

<2023年度の取組み数値目標>

技能者登録	累計130万人
事業者登録	累計15万社
就業履歴タッチ数	6,000万タッチ

3 日建連の新たな対応方針等について

1. CCUS普及の新目標の策定

このようなCCUSをめぐる動きの中、本年3月、日建連では、CCUS運営協議会で示された「低位推計」に基づく、日建連としての目標について検討を行い、会員企業それぞれが目指すべき具体的な数値目標を設定した新たな目標を取りまとめ、「2023年度黒字化の確実な実現に向けて—CCUS普及の新目標—」を策定した。

この「CCUS普及の新目標」の特徴は、業界全

体の数値目標をブレイクダウンして会員各社、各現場にとって分かりやすい具体的な数値目標としたことである。

CCUS運営協議会で決定した低位推計の数値目標を確実に達成する必要があることから、日建連では、「新たな数値目標」を会員企業の現場が最低限達成すべき数値目標（コミットメント）と、国土交通省の官民施策パッケージに盛り込まれている「2023年度からのあらゆる工事でのCCUS完全実施」を念頭に置いた、最低限の数値から更に上乗せして目指す数値目標（ターゲット）の2種類を設定している。

表 2023年度黒字化の確実な実現に向けて—CCUS普及の新目標—（抜粋）

- 2023年度単年度黒字化のため日建連で果たすべき数値
 技能者登録率 41%（コミットメント） 事業者登録率 79%（コミットメント）
 タッチ数（元請完工高10億当たり）1,356
- 2023年度単年度黒字化の前提となる低位推計の数値
 技能者登録数 130万人 事業者登録数 15万社 タッチ数 6,000万

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度		
技能者登録率 <small>（作業員名簿に記載された技能者の技能者登録率）</small>	最低限達成すべき数値	15%	25%	35%	41%	45%	49% (51%)※1	50% (55%)※1		
	上乗せ目標数値	全社	15%	36%	58%	79%	100%	100%※2	100%※2	
		推進本部15社	15%	43%	72%	100%	100%※2	100%※2	100%※2	
事業者登録率 <small>（施工体系別に記載された事業者の事業者登録率）</small>	最低限達成すべき数値	37%	52%	68%	79%	84%	84%	84%		
	上乗せ目標数値	全社	37%	53%	69%	84%	100%	100%※3	100%※3	
		推進本部15社	37%	58%	79%	100%	100%※3	100%※3	100%※3	
現場登録 <small>（推進方針2020）</small>	最低限達成すべき数値	請負金額1億円以上のすべての建設現場								
	上乗せ目標数値	すべての建設現場※4								
タッチ数	最低限達成すべき数値	国内元請完工高10億円当たりのタッチ数	163	452	859	1,356	1,762	2,531	2,711	
	上乗せ目標数値	全社	国内元請完工高10億円当たりのタッチ数	244	678	1,288	2,033	2,644	3,796	4,067
		推進本部15社	国内元請完工高10億当たりのタッチ数(単月)について、前年同月のトップランナーの50%又は全社の目標数値のいずれか高い方を最低ラインとし、可能な限りトップランナーに近づくことを目指す							

2023年度単年度黒字化のため日建連現場で果たすべき数値

2023年度単年度黒字化の前提となる低位推計の数値

- ※1 タッチ数の上乗せ目標数値達成のためには最低この数値が必要
- ※2 カードを保有しない技能者の入場は原則として認めない
- ※3 未登録事業者の入場は原則として認めない
- ※4 小規模現場に関しては、CCUS則の対応が可能となつてから適用

参考：国土交通省低位推計

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
技能者登録数(万人)	50	80	110	130	140	150	150
事業者登録数(万社)	7	10	13	15	16	16	16
タッチ数(百万タッチ)	7.2	20	38	60	78	112	120

上乗せの数値目標は、CCUS推進本部15社と、それ以外の会員企業が目指すべき全社目標とに分けて設定している。

2023年度では、最低限達成すべき技能者登録率（作業員名簿に記載された技能者のCCUS登録率）を41%に設定、全社を対象とする上乗せの技能者登録率は更に上の79%に設定しており、事業者登録率（施工体系図に記載された事業者のCCUS登録率）では、最低限達成すべき数値目標、全体の上乗せ目標とも80%前後と高い目標としている。また、カードタッチ数は、国内元請完工高10億円当たりの目標タッチ数を示すことで、各社、各現場が具体的にイメージしやすいものとしている。

なお、カードタッチ数は就業履歴の蓄積、技能の見える化といったシステムメリットを享受する上で重要な行動となることから、高めの数値目標を設定している。

日建連は業界のリーダーとして高い数値目標を掲げることで、2023年度の単年度黒字化、すべての工事のCCUS活用を推進し、建設業へのシステム普及に全力を挙げて取り組むこととしている。

2. CCUSの普及に係る目標達成のための日建連の推進方策（2021）の策定

前述のとおり、日建連ではこれまで2017年に策定した「建設キャリアアップシステムの普及・促進に関する推進方策（ロードマップ）」及び2021年3月に策定した「2023年度黒字化の確実な実現に向けて—CCUS普及の新目標—」に基づき、会員企業一丸となってCCUSの普及・促進に努めてきたところである。

「ロードマップ」では数値目標とともに各会員企業の取り組み内容が規定されていたが、「CCUS普及の新目標」では、数値目標のみを定めている。CCUS推進本部では、この数値目標を確実に

達成するため、従来のロードマップ等に替えて、「CCUS普及に係る目標達成のための日建連の推進方策（2021）」を本年7月に決定した。

新たな推進方策（2021）の内容の多くはこれまでの取組みを継続するものであるが、新たに加わった取組みは以下の5点である。

① 協力会、現場の二つのルートでの取組み強化

2次以下の下請会社の事業者登録、技能者登録を普及、促進するため、協力会ルートは従来と同様に会員企業が安全大会等の場を活用して、協力会社へ要請事項を説明し、協力会社が2次以下の下請会社に要請を伝えていく。

現場ルートは、会員企業の社員から1次下請会社、1次下請会社から2次下請会社、2次下請会社から3次下請会社という流れで要請事項を共有し、各ルートとも定期的に登録率、タッチ率を把握する。

② 全社体制の強化

協力会及び工事現場において、数値目標のターゲット、コミットメントの達成状況について協力会社や下請会社との定期的な情報共有に努める。また、会員企業が元請となるすべての建設現場を現場登録し、カードリーダーの設置を進める。作業所の規模、状況等によりカードリーダーを設置できない場合には、事後登録の活用や国土交通省が実証実験を行っている小規模現場用のCCUS就業履歴方策の検討成果の活用により、技能者の就業履歴の確保に努める。

③ 建退共完全支払いとの連携

CCUS登録のメリット（CCUS・建退共加入者がカードタッチするたびに退職金が積み立てられる）を提示し、官民工事で確実な支払いを

CCUS普及の新目標 (日建連の新たな数値目標) (2021.3.19理事会決定)

↑ 新たな推進方策 (2021) を策定し、新目標の達成に万全を期す

推進方策 (2021) における五つの柱

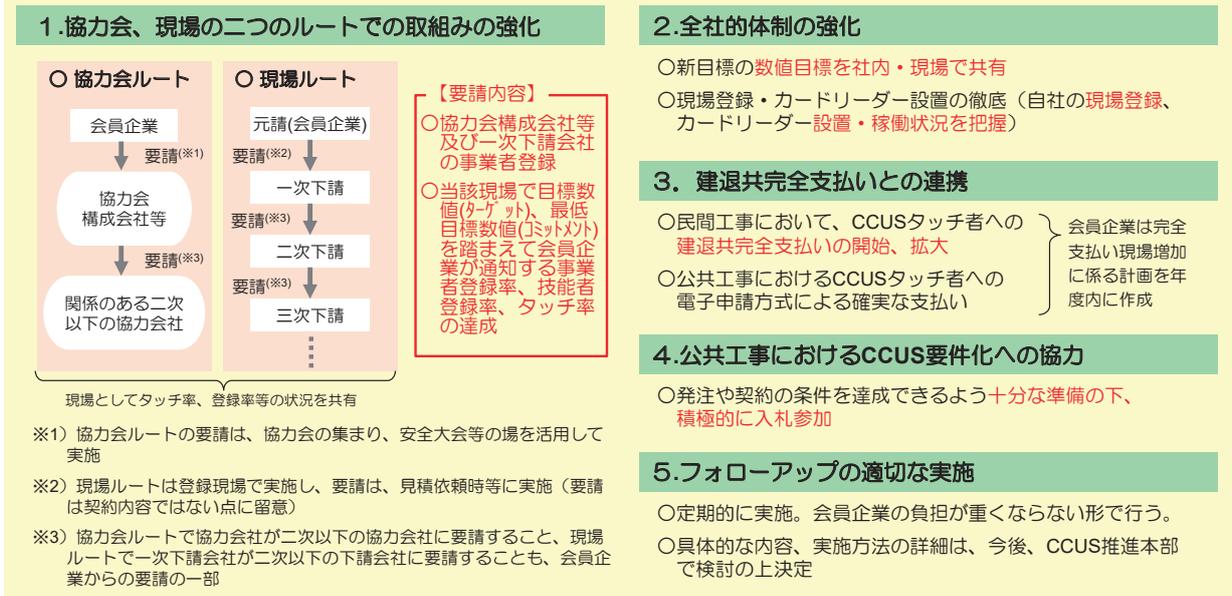


図 CCUS普及に係る目標達成のための日建連の推進方策 (2021) の概要

進める。会員企業は、建退共・CCUS加入者のカードタッチに対する建退共掛金完全支払い現場の増加を図り、会員企業毎の実行計画を今年度内に作成する。

④ 公共工事におけるCCUS要件化への協力

会員企業は、公共工事のCCUS要件化を推進するため、発注、契約の条件を達成できる十分な準備を講じて積極的に入札に参加し、公共工事の円滑な執行に支障の生じることがないように万全を期す。

⑤ フォローアップの適切な実施

新目標のうち、就業履歴蓄積数、現場登録数に係るものは建設業振興基金の協力を得て毎月フォローアップを行う。その他、技能者・事業

者登録やカードリーダー設置現場数など、会員企業からの申告による調査は、会員企業の負担も勘案し、適切な方法により実施する。

日建連はこの推進方策に基づき、3月に決定した数値目標の達成を目指して万全を期していくこととしているが、協力会社からの協力を得るためには、他の元請企業の団体、専門工事業団体を含み業界一丸の取組み及び国土交通省の業行政・発注行政の両面における後押しが不可欠である。